

意見公募

1/20
(月)まで

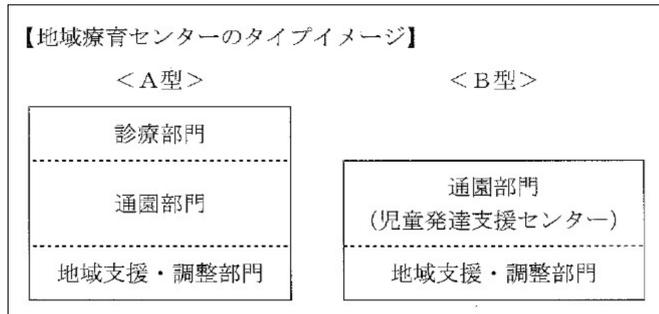
「早期子ども発達支援体制に関する方針」(案)へ
ご意見をお寄せください

名古屋市は、「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針」(案)を策定、1月20日(月)まで市民からの意見を公募しています。地域療育センターの機能を変えたうえで、現在市内に5カ所ある療育センターを7カ所に増やすことなどを盛り込んでいます。

ぜひ皆様のご意見をお寄せください。

診療部門あるA型、無いB型

現在、各療育センターは「通園部門」「診療部門」の2部門を持ちますが、「方針」では、診療部門のあるA型、診療部門はなく医師が巡回するB型の2タイプを設けます。またA・B型ともに「地域支援・調整部門」を新設します(下図)。

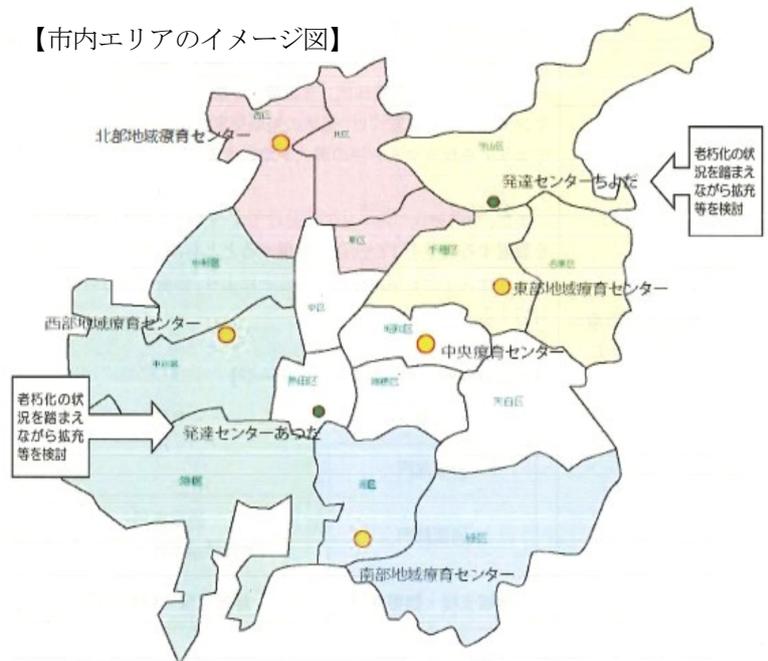


市内を5つのエリアに分け、各エリアに1カ所はA型を置き、同じエリアに配置されたA型とB型が連携するとしています(右図)。

療育センターを5→7カ所に

「方針」では、東部エリア(千種・守山・名東)と南部エリア(南・緑)で支援が不足しているため、新たに2カ所の療育センター設置を目指としています。設置の際には、老朽化の進む児童発達支援センターちよだ・あつたの活用も含めるとしています。

【市内エリアのイメージ図】



「発達支援」とは

発達に不安などのある就学前のお子さんが地域で育つ際に、さまざまな支援をすること

- 児童発達支援センター…障害のある児童が通所し、日常の基本的動作や知識を学んだり、集団生活に適応するための訓練をする施設
- 療育センター…発達支援センターに小児科などの診療所が併設された施設

意見公募

期間：2019年12月21日～2020年1月20日

計画案の配布:

←webからご覧になれます。

各区役所・支所、各地域療育センター、各児童発達支援センター、市民情報センター(市役所西庁舎1階)でも配布。点字版、ルビ振り版は、子ども青少年局(052-972-2520)までご連絡ください。



提出方法:

←webからが簡単です。

郵送(〒460-8508 中区三の丸3-1-1 子ども青少年局)、fax(052-972-4438)、メール(a2520@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp)、または直接持参でも提出できます(住所、氏名をご記入下さい)。

